により妻決したので同条祭三項の規定によつて報告し、 と以起十起債については地方自治法等百七十九条落一項の規定 昭和三十八年度大歌休養施設整備事業費に充当する 専決处分事項の報告について

昭和三十九年六月二十三日報告

承認を求める。

三朝町長 坂出雅

昭和州九年六月廿巻日ろりるい

矢田秀雄

一記のとおり起債するものとする。 起債 についてする。 東起債 について

起債金額 大家体養施設整備事業費吃充当十るため、 金四百五拾万円也 年八分以內 株式会社山陰合同銀行

借入時期 昭和参拾八年度 度に繰越して借入れることができる。 財政又は干事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年

借入先の貸付条件による。 はし、財政の都合により緑上償還をし又は償還年很を

短縮し若しくは低利債に借換えることができる。

一價還

財源

地方自治法等百义十九条等一項の規定により事決する。 昭和三十九年三月三十一日 施設利用收入